

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>第7条の3 省略</p> <p><u>2 獣医学に関する専門的知識を必要とする職に新たに採用された職員には、月額3万円を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p><u>3 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給することができる。</u></p> <p><u>4 前3項の規定により支給される初任給調整手当の額、支給期間その他支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u> (再任用職員についての適用除外) 第15条の3 第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第9条の4の規定は、再任用職員には適用しない。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>第7条の3 省略</p> <p><u>2 前項の規定により支給される初任給調整手当の額、支給期間その他支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u> (再任用職員についての適用除外) 第15条の3 第7条の2から第9条まで、第9条の3、第9条の4及び第22条の規定は、再任用職員には適用しない。</p>